

18 消費生活に関すること

1 消費生活相談

県消費生活センター

消費生活センターに消費生活相談員を配置し、架空請求や訪問販売等に関するトラブル、多重債務、製品安全等、消費者トラブルに関する相談に応じます。

相談の方法	電話相談、来所による面接相談	
相談時間	毎週月曜日から金曜日（祝日は除く）の午前8時30分から午後5時	
窓 口	北信消費生活センター （長野地域、北信地域）	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2（県庁西庁舎 1 階） 電 話 026-217-0009 F A X 026-235-7374
	中信消費生活センター （松本地域、大北地域、 木曾地域、諏訪地域）	〒390-0852 松本市大字島立 1020（県松本合同庁舎 4 階） 電 話 0263-40-3660 F A X 0263-40-3701
	南信消費生活センター （飯伊地域、上伊那地域）	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 641-47 電 話 0265-24-8058 F A X 0265-21-1703
	東信消費生活センター （上小地域、佐久地域）	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6（県上田合同庁舎 6 階） 電 話 0268-27-8517 F A X 0268-25-0998
<p>全市町村に消費生活センター、または消費生活相談窓口が設置されています。 電話の場合は、局番なしの〈188〉におかけ頂くと、お近くの市町村・県の消費生活相談窓口につながります。</p>		

2 金融機関におけるサービス



各金融機関において、障がいのある方に対して次の様なサービスを提供しています。

代筆・代読	障がいのある方が、各種書類への自署が困難な場合に、職員が代筆しお手続きします。また、取引に係る説明事項や代筆事項について、職員が読み上げてご説明します。
筆 談	耳の不自由な方に向けて、職員が筆談によりご案内、ご説明を行います。
各種手数料の取扱い	視覚障がいのある方等、ATMの利用が困難な方が窓口で振込を行った場合に、障がい者手帳の提示等により、手数料が減免される場合があります。（その他の手数料も減免対象としている場合もあります。）
その他	その他、ATMの音声案内、取引内容を点字で確認できるサービス等を行っている金融機関もありますので、詳細はそれぞれの金融機関窓口にお問い合わせください。

※ 金融機関によって取り扱いが異なる場合もありますので、詳細は各金融機関にお問い合わせください。